

下水処理水の使用に関する取扱い事務要領

1. 目的

この要領は、滋賀県が実施する琵琶湖流域下水道事業の湖南中部浄化センター、湖西浄化センター、東北部浄化センターおよび高島浄化センター（以下「浄化センター」という。）において、下水処理水を提供する際の取扱い事務手続き等を定める。

2. 取扱い担当

事務処理（申込みの受付および承諾等）および下水処理水の提供に関する事務（現場での対応等）は、各浄化センターを管轄する南部流域下水道事務所または北部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が行う。

浄化センター	管轄する事務所
湖南中部浄化センター・湖西浄化センター	南部流域下水道事務所
東北部浄化センター・高島浄化センター	北部流域下水道事務所

3. 事務処理

（1）申込みの受付

申込みの受付は、当該浄化センターを管轄する事務所で行う。

（2）申込みの方法

様式1により申込みを行う。

（3）承諾

事務所は申込み内容を審査して適当と認める場合は、様式2により下水処理水の使用を承諾する旨、申込者に対し通知する。

附 則

この事務要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この事務要領は、平成25年4月1日から施行する。

下水処理水の使用申込書	
令和 年(20 年) 月 日	
(あて先)	
滋賀県南部流域下水道事務所長	
滋賀県北部流域下水道事務所長	
住所	
名称	
代表者名	
電話番号	
印	
1. 使用希望期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
2. 引き渡し場所(該当のものに○印)	湖南中部浄化センター ・ 湖西浄化センター 東北部浄化センター ・ 高島浄化センター
3. 希望する下水処理水の量	
4. 使用の目的	
5. 搬出運搬者 (使用申込者と異なる場合のみ記載)	
住所	
名称	
代表者氏名	
電話番号	
6. 運搬方法	
容器	
運搬車両	
その他	
7. 使用後の処理水の処理方法	
8. 連絡先	
担当者部署	
氏名	
電話番号	
(備考)	

注 1. 県の業務および維持管理上支障を及ぼす恐れがない範囲で下水処理水の使用を認めるもので、天災その他やむを得ない事情等により、承諾期間内でも処理水の提供を中止させていただくことがありますのでご了承ください。

注 2. 当該処理水は国土交通省水管理・国土保全局下水道部等が定めた下水処理水の再利用水質基準等を必ずしも満たしているとは限らないので、使用者の責任において使用用途に応じた下水処理水の再利用水質基準を満たした上で使用してください。

滋 〇 〇 第 号
令和 年(20 年) 月 日

様

滋賀県〇部流域下水道事務所長

下水処理水の使用について（通知）

令和 年 月 日付けで申込みのありました〇〇浄化センターの処理水の使用について、承諾することを通知します。

なお、下記事項にご留意願います。

記

1. 処理水の取水については、該当浄化センターの指示に従ってください。

〇〇浄化センター

住 所 :

T E L :

2. 申込書の内容および関係法令等を遵守してください。
3. 県の業務および維持管理上支障を及ぼす恐れがない範囲で下水処理水の使用を認めるもので、天災その他やむを得ない事情等により、承諾期間内でも処理水の提供を中止させていただくことがありますのでご了承ください。
4. 処理水は国土交通省水管理・国土保全局下水道部等が定めた下水処理水の再利用水質基準等を必ずしも満たしているとは限らないので、使用者の責任において使用用途に応じた下水処理水の再利用水質基準を満たした上で使用してください。